令和4年度群馬県新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 令和4年度群馬県新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業費補助金 (以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、 令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱、同実施 要綱及び実施にあたっての取扱い並びに群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬 県規則第68号。)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、時間外・休日の医療機関が新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種(以下「ワクチン接種」という。)を行う集団接種会場に医師・看護師等を派遣したときに、当該医療機関に対して財政的支援を行うことにより、もって、令和5年3月までの期間中に実施される集団接種の体制を強化することを目的とする。

(交付の対象等)

- 第3条 この要綱の対象となる補助対象者、事業内容等は、「令和4年度群馬県新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業実施要綱」のとおりとする。
- 2 補助事業者(補助事業を行う者をいう。以下同じ。)は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を もって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、その額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付する。

(交付申請及び実績報告)

第5条 この補助金の交付申請及び実績報告は、別紙様式1を別に定める日までに知事に 提出して行うものとする。

(交付の決定及び補助金額の確定)

- 第6条 知事は、前条の補助金の交付申請及び実績報告に基づき、当該申請に係る書類の 審査等により、当該補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定及び補助金額 の確定を行う。
- 2 知事は、前項により交付の決定及び補助金額の確定をしたときは、交付申請者に対して速やかに交付決定及び補助金額の確定の通知を行うものとする。

(交付の条件)

- 第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1)補助事業の内容等を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び 器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和3 0年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により 厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、この補 助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に提供してはな らない。
 - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、 善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければな らない。
 - (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別紙様式2)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月10日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が

単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が 完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定 める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- 2 補助事業者が交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき、知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を県に返還させることができる。
- 3 この補助事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けて はならない。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、第6条により額が確定した後に精算払により交付するものとする。

(その他)

第9条 特別の事情により第4条から前条までに定める算定方法、手続によることができないときは、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年9月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年9月30日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

別表

1 事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
令和4年度新型コロナ	医師	賃金、報酬、謝	10/10
ウイルスワクチン接種	1人1時間当たり 7,550円	金、旅費、役務	
医療従事者派遣事業	看護師等	費(保険料)、委	
	1人1時間当たり 2,760円	託料、その他知	
		事が必要と認め	
		る経費	